

## 5. 若年性認知症施策の強化について

65歳未満で発症する若年性認知症の人は、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なった複数介護等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要がある。

### ① 若年性認知症支援コーディネーターの設置について

認知症施策推進総合戦略においては、「都道府県ごとに若年性認知症の人やその家族からの相談の窓口を設置し、そこに若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う者を配置することで、若年性認知症の人の視点に立った対策を進める。」こととされており、平成28年度予算案においては、

- ・ 若年性認知症の人やその家族、企業等からの相談支援
- ・ 市町村や関係機関とのネットワークの構築
- ・ 地域住民も含めた若年性認知症の理解の普及・啓発

などの役割を担うための若年性認知症支援コーディネーターの配置に要する経費を、新たに若年性認知症施策総合推進事業に計上しているところである。

各都道府県におかれては若年性認知症の人や家族の支援のための体制を構築されるよう、積極的な活用をお願いしたい。特に、市町村や関係機関とのネットワークの構築については、例えば、

- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援や、ハローワークを中心とした就職から職場定着までの一貫した支援など、介護保険制度に留まらない公的制度の活用
- ・ 社会参加や居場所づくりとしての若年性認知症カフェなど新たな社会資源の開発

など、地域の重層的な支援に資するものであることから、各都道府県におかれても必要に応じて若年性認知症支援コーディネーターや関係機関と協働の上、対応されたい。

また、若年性認知症支援コーディネーターの具体的な業務内容については、今年度の老人保健健康増進等事業において手引きを作成しているところであり、

別途、お示しする予定であるので、参考とされたい。

なお、平成 28 年度から若年性認知症支援コーディネーターの資質向上に向け、事例発表やグループワーク等を行う研修を認知症介護研究・研修大府センターで実施することとしており、具体的な研修カリキュラムの内容を前述の手引きとあわせて今後、お示しする予定である。研修に要する経費については、若年性認知症施策総合推進事業において対象とすることとしているので、各都道府県におかれては、若年性認知症支援コーディネーターの資質向上にご活用願いたい。

## ② 若年性認知症の人への居場所づくり、就労・社会参加支援等

若年性認知症の人に対するサービスの提供については、身体能力などを勘案した活動的なプログラムに取り組む介護サービス事業所や若年性認知症の人にも対応した就労支援に取り組む障害福祉サービス事業所などが一部あるものの、若年性認知症の人は、その数が少ないことや身体状況が高齢者と異なる等の特性があることから、より身近な地域での居場所づくり、就労・社会参加支援等が十分に確保されていないとの意見が出されている。

そのため、若年性認知症の人がより身近な地域で支援を受けられるよう、各都道府県におかれては障害保健福祉部局との連携のもと、市町村に設置されている地域ケア推進会議や自立支援協議会に参加し、若年性認知症に関する先進的な取組に関する情報を提供しつつ、新たな社会資源の発掘・開発に向けたバックアップをお願いする。

また、地域密着型サービスは本来、同一市区町村の支援ニーズに応じて整備されるものであるが、若年性認知症の人は少人数であり、現時点においては若年性認知症の人への支援の特性に配慮した資源が限られていることから、小規模多機能型居宅介護や平成 28 年度から創設される地域密着型通所介護などの地域密着型サービス事業者が、他の市町村に居住する若年性認知症の人を受け入れることが考えられる。その際、制度上他の市町村の指定が改めて必要となるが、関係市町村が密接に連携いただき、事業者による指定事務手続等が円滑

に取り扱われるようご配慮願いたい。さらに、介護予防・日常生活支援総合事業を活用した多様な担い手による生活支援などは、若年性認知症の人を含めた認知症の初期段階の支援に結びつくことも考えられることから、具体的な支援内容について検討いただくよう管内市町村に周知願いたい。